

攻撃行動に対する幼児の善悪判断に及ぼす攻撃者の権威の影響

越中 康治¹

Effects of an aggressor's authority on preschoolers' judgments about aggressive behavior

Koji ETCHU¹

Abstract : The present study examined the effects of an aggressor's authority on preschoolers' judgments about aggressive behavior. Preschoolers (28 boys, 37 girls ; average age 57 months; age ranging from 33 to 82 months) were presented with six picture stories in which the main character (authoritative character: teacher, unauthoritative character : child) showed either provocative, retaliative, or punitive aggressive behavior. Following each story, the children were asked to judge whether the aggressive behavior was right or wrong. The results were as follows: (1) Children in younger group (age ranging from 33 to 47 months) judged all types of aggression to be wrong ; however, those in middle (age ranging from 48 to 59 months) and older (age ranging from 60 to 82 months) groups allowed retaliative and punitive aggression but judged provocative aggression to be wrong. (2) Regardless of type, teachers' aggressions were more allowed than children's aggressions by every age. The results indicate that although judgments of the children in middle and older groups are based on the concepts of harm and justice, these judgments are affected by the aggressor's authority.

Key Words : retributive justice, aggressive behavior, authority, reciprocity, preschoolers

問題と目的

新約聖書の「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい」(ルカによる福音書6章31節)や論語の「己れの欲せざる所、人に施すこと勿かれ」(衛霊公第十五)にみられるように、黄金律(Golden Rule)は洋の東西を問わず道徳・倫理の基本原則として重要な位置を占めてきた(高橋, 1996)。Fry (2006)は、こうした返報性・互惠性・互酬性(reciprocity)が人間の道徳性の基礎であるとしている。人類学の分野においては、Charles Darwinが『人間の由来』(1871)の中で黄金律を道徳性の礎石として強調して以来、人間における返報性の普遍性の実証されてきた(Fry, 2006)。

返報性あるいは相互主義(reciprocity principle)には、善行(good deed)と悪行(bad deed)のそれぞれに関する側面がある。前者は、援助や分与といった行動あるいは共感や同情などの感情の問題と関連する。人類学の文脈では、例えば愛他的行為の進化などは、個人の包括適応度(inclusive fitness)を高める親族に対する援助が、親族以外にも拡張されるようになったものと説明される。個人間・集団間で返報性がどのように示されるかに影響を及ぼす要因としては、社会的距離(血縁関係の有無など)や社会組織のあり方(集団の凝集性など)が想定される。そして、これらの要因は後者の返報性(すなわち、復讐にまつわる問題)にも影響を及ぼすと指摘されている(Fry, 2006)。

例えば、悪行にまつわる返報性の最も深刻な

1 宮城教育大学教育学部

形態として致命的な復讐 (lethal revenge) が挙げられるが、その様式は、バンド (band)、トライブ (tribe)、チーフダム (chiefdom)、ステート (state) といった社会組織間で異なっている。Fry (2006) によれば、致命的な復讐は、自己救済 (self-redress)、抗争 (feud)、戦争 (warfare) に大別される。そのうち、復讐としての個人的殺害 (自己救済) は、狩猟採集民の社会 (バンド) において典型的にみられるものの、農耕民の部族社会 (トライブ) においてはそれほど多くなく、首長社会 (チーフダム) やより近代的な国家 (ステート) においては生じることが稀である。他方、復讐を目的とした集団間の抗争は、バンドのような平等主義的な小集団よりも、親族集団でセグメント化されたトライブにおいて多くみられる。そして、中央集権化されたチーフダムやステートにおいては、自己救済や抗争に代わって戦争行為が特徴的となっている。

中央集権化された社会において相対的に自己救済や抗争が少なくなるのは、チーフダムやステートが「個人及び集団から、殺人が行われた後の正義を管理する権利を奪う」(Fry, 2006, p.411) ためである。一般に、それらの社会組織のトップは「裁く権威」(authority to judge) と「判決を執行する権力」(power to enforce their rulings) をもつものとみなされる (Fry, 2006)。他方、そうした権利を持たない個人が自己救済 (復讐としての殺人など) を行うことは新たな犯罪とみなされる (Fry, 2006)。刑法の観点からいえば、刑罰の基礎には、「応報の原理」のみならず「正義の原理」があり、個人が度を越した報復を行うなどして「正義の原理」に反することのないよう刑罰が科せられる (中野目, 2004)。また、社会心理学分野における報復的公正研究の観点からいえば、組織化された集団・社会には様々な規範や規則があるが、「紛争時には、正当な権威者によってこれら規範や規制の意味が解釈され適用される」(Tyler, Boeckmann, Smith, & Huo, 1997, pp. 123-124) のである。

ただし、規則が破られた時に、誰がどのようにどの程度罰せられるべきかについては、様々な判断がなされ得る。そして、現実の社会では、正当な権威者の決定がしばしば無視されるなど否定されることもあり、こうした点が報復的公正研究の基本的な関心事のひとつとなっている (Tyler et al., 1997)。このように、ネガティブな

返報行為 (応報・復讐) の善悪は、その行為者の権威の有無によって一義的に決定されるものではないが、正当な権威者によってなされたものであるか否かということは、善悪判断に少なからぬ影響を及ぼすものと考えられる。

しかし、幼児を対象とした研究においては、これまでこうした「正義を管理する側の権威」の問題について積極的な検討はなされてこなかった。例えば、復讐を目的とした攻撃に対する幼児の善悪判断に関する研究では、「加害者にもたらされる損害」と「復讐によってもたらされる報復的公正」の2つの道徳的要素の葛藤について、幼児が発達的にいつ頃から理解を示すようになるかという点を中心に検討が進められてきた (越中, 2005, 2006, 2007; 越中・目久田・淡野・前田, 2006; 越中・新見・淡野・松田・前田, 2007)。具体的には、単純な挑発的攻撃 (自ら仕掛ける攻撃) と報復 (加害者に対する被害者の応答的行動としての攻撃) 及び制裁 (加害者に対する第三者の介入行動としての攻撃) としての攻撃に対する幼児の善悪判断についての発達的な比較検討などがなされてきた。その結果、年少 (48ヶ月未満) の幼児がこれらの攻撃タイプを区別せず一様に悪いと判断するのに対して、年長 (60ヶ月以上) の幼児は単純な挑発的攻撃を明らかに悪いと判断する一方で、報復や制裁を目的とした攻撃を許容する傾向にあることが確認されてきた。

これらの結果は、道徳と慣習の区別が可能となるとされる4歳から5歳 (Helwig & Turiel, 2002) にかけて、復讐を目的とした攻撃を2つの道徳的要素 (加害者の損害と報復的公正) の葛藤ととらえることが可能となることを示すものと考察されている。すなわち、復讐を目的とした攻撃について、年少の幼児は単純に権威志向的に悪いと判断するが、年長の幼児は道徳的概念に基づいて、2つの道徳的要素を調整しつつ、自律的な判断を行っているものと考察されている。本研究ではこれらの一連の研究を踏まえつつ、さらに「正義を管理する側の権威の有無」が復讐に対する幼児の判断にどのような影響を及ぼすかについて検討を試みたい。

挑発、報復、制裁の3タイプの攻撃が、先行研究と同様に非権威者 (子ども) によって示された場合と新たに権威者 (保育者) によって示された場合とを比較したとき、各年齢段階の幼児の判断にはどのような特徴が認められるであろうか。年少の幼児については、先行研究から

指摘される通りその判断が権威志向的であるとすれば、タイプによらず、非権威者による攻撃よりも権威者による攻撃が許容されるものと予想される。他方、年長の幼児においては、年少の幼児とは異なり、判断が単純に権威に左右されることはないものと予想される。むしろ、年長の幼児においては、行為者の権威の有無が積極的に考慮される可能性もあるのではないだろうか。すなわち、権威の有無にかかわらず挑発的攻撃は明らかに悪いと判断されるが、制裁としての攻撃などは、非権威者よりも権威者によって示された方がよい（制裁を加える権利がある）と判断される可能性もあると考えられる。

一人ひとりの幼児が、幼稚園や保育所をどのような社会組織（平等主義的な組織、中央集権的な組織など）と認識しているかは定かではない。しかし、これまでの研究の概観（Helwig & Turiel, 2002）などからも、どのような学校・園であれ、教師や保育者は何らかの権威をもった存在として子どもたちに認識されているものと推察される。こうした大人の権威は、子どもたちの判断にいかなる影響を与えるのであろうか。以上を踏まえ、本研究では、攻撃行動に対する幼児の善悪判断に及ぼす攻撃者の権威の影響について探索的に検討を行う。

方法

参加者

広島県東広島市内の保育園に協力を依頼し、保護者の了解が得られた幼児69名が実験に参加した。なお、参加者のうち、後述する6つの課題の一部が実施できなかった4名については分析対象から除外した。その上で、分析対象者65名を実験実施時の平均月齢に基づき3群（年少群：48ヶ月未満、年中群：48ヶ月以上60ヶ月未満、年長群：60ヶ月以上）に分けた。各群の人数は、年少群15名（男児6名、女児9名）、年中群23名（男児8名、女児15名）、年長群27名（男児14名、女児13名）であった。なお、各群の平均月齢（標準偏差、月齢範囲）は、年少群43ヶ月（標準偏差：4.48、月齢範囲：33ヶ月～47ヶ月）、年中群53ヶ月（標準偏差：3.03、月齢範囲：48ヶ月～59ヶ月）、年長群69ヶ月（標準偏差：8.05、月齢範囲：60ヶ月～82ヶ月）であった。

要因計画

要因計画は、3（年齢：年少群、年中群、年

長群）×2（攻撃者の権威：非権威者、権威者）×3（攻撃タイプ：挑発、報復、制裁）の3要因計画であった。第1要因は参加者間要因、第2、第3要因は参加者内要因であった。

材料

参加者に2（攻撃者の権威：非権威者、権威者）×3（攻撃タイプ：挑発、報復、制裁）の6種類の攻撃場面を提示するための紙芝居を作成した。これらの6種類の紙芝居は、保育者を除く登場人物全員が男の子である男児用セットと、登場人物全員が女の子である女児用セットを作成した。保育者については、調査協力園の保育者のほとんどが女性であることなどを踏まえ、男児・女児ともに女性で統一した。各場面の内容を以下に示す。

(1) 非権威者（子ども）による挑発的攻撃

Aちゃんが保育園で遊んでいると、近くに同じ組の子がやってきました。この子は、何も悪いことはしていません。でも、Aちゃんは、この子に、ちょっと意地悪をしてやろうと思いました。Aちゃんは、この子をゴツンと叩きました。

(2) 非権威者（子ども）による報復的攻撃

Bちゃんが保育園で遊んでいると、近くに同じ組の子がやってきました。この子は、意地悪をしてやろうと思って、Bちゃんのことをわざと叩いてきました。Bちゃんは、とても痛くて、悲しい思いをしました。Bちゃんは、叩いた子をゴツンと叩きました。

(3) 非権威者（子ども）による制裁としての攻撃

Cちゃんが保育園で遊んでいると、近くに同じ組の子がやってきました。この子は、意地悪をしてやろうと思って、近くにいたお友達のことをわざと叩きました。お友達は、とても痛くて、悲しい思いをしました。それを見ていたCちゃんは、お友達を叩いた子をゴツンと叩きました。

(4) 権威者（保育者）による挑発的攻撃

この子は、D先生の組の子です。この子は、何も悪いことはしていません。でも、D先生は、この子に、ちょっと意地悪をしてやろうと思いました。D先生は、この子をゴツンと叩きました。

(5) 権威者（保育者）による報復的攻撃

この子は、E先生の組の子です。この子は、意地悪をしてやろうと思って、E先生のことをわざと叩きました。E先生は、とても痛くて、悲しい思いをしました。E先生は、叩いた子を

ゴツンと叩きました。

(6) 権威者(保育者)による制裁としての攻撃
この子は、F先生の組の子です。この子は、意地悪をしてやろうと思って、近くにいたお友達のことをわざと叩きました。お友達は、とても痛くて、悲しい思いをしました。それを見ていたF先生は、お友達を叩いた子をゴツンと叩きました。

これらの紙芝居に加えて、越中(2005, 2007)などと同様に、参加者に5段階評定を求める際に使用する○△×が記された図版、大小2つの○が記された図版及び大小2つの×が記された図版を用意した。

手続き

実験は保育園の一室において個別に面接方式で実施した。まず、参加者に「G保育園(地域に存在しない架空の園名)の3人子どもと3人の先生のお話」として、6種類の攻撃場面をそれぞれ紙芝居で提示した(各場面の提示順序はランダムにした)。各場面の提示後、主人公が示した攻撃行動に対して、5段階で善悪判断を求めた(「すごく良い(5点)」～「すごく悪い(1点)」)。善悪判断(5段階評定)は、越中(2005, 2007)などと同じく、次の2段階方式で実施した。まず、○△×が記された図版を提示して、「Xちゃん/X先生(主人公)が叩いたのは(○を指差しながら)いいことだったかな、(×を指差しながら)悪いことだったかな、それとも、(△を指差しながら)どっちでもないかな」と質問し、図版を指差しながら言語で回答するよう求めた。「いいことだった」と回答した場合には、さらに、大小の○が記された図版を提示して、「(大きい○を指差しながら)すごくいいことだったかな、それとも、(小さい○を指差しながら)少しだけいいことだったかな」と質問し、大小いずれかの○を指差しながら言語で回答するよう求めた。「悪いことだった」と回答した場合にも、同様に、大小の×が記された図版を提示して、大小いずれかの×を指差しながら言語で回答するよう求めた。5段階評定得点への換算は、「大きい○=すごく良い(5点)」「小さい○=少し良い(4点)」「△=どちらでもない(3点)」「小さい×=少し悪い(2点)」「大きい×=すごく悪い(1点)」であった。また、善悪判断の後には「どうしてそう思うの」と尋ね、理由づけを求めた。

結果

善悪判断

善悪判断得点の平均値と標準偏差をTable 1に示す。善悪判断得点について、3(年齢:年少群, 年中群, 年長群)×2(攻撃者の権威:非権威者, 権威者)×3(攻撃タイプ:挑発, 報復, 制裁)の分散分析を行った。その結果、まず、年齢の主効果が有意であった($F(2, 62) = 8.73, p < .01$)。Ryan法($p < .05$)による多重比較の結果、年少群及び年中群より年長群が攻撃を許容した。次に、攻撃者の権威の主効果が有意であった($F(1, 62) = 4.85, p < .05$)。非権威者の攻撃より権威者の攻撃が許容された。さらに、攻撃タイプ的主効果が有意であった($F(2, 124) = 57.69, p < .01$)。多重比較の結果、挑発より報復及び制裁が許容された。

また、年齢×攻撃タイプの交互作用が有意であった($F(4, 124) = 18.37, p < .01$)。単純主効果の検定の結果、報復($F(2, 186) = 14.50, p < .01$)及び制裁($F(2, 186) = 20.27, p < .01$)における年齢の効果、年中群($F(2, 124) = 19.09, p < .01$)及び年長群($F(2, 124) = 75.24, p < .01$)における攻撃タイプの効果が有意であった。多重比較の結果、報復及び制裁は、年少群より年中群、年中群より年長群で許容された。また、年中群及び年長群は、挑発よりも報復及び制裁を許容した。

理由づけ

善悪判断の理由づけの人数を、攻撃のタイプごとにTable 2~4に示す。理由づけの分類に関

Table 1 善悪判断得点の平均値(標準偏差)

攻撃者の権威	攻撃タイプ	年少群 (n=15)	年中群 (n=23)	年長群 (n=27)
非権威者 (子ども)	挑発	1.47 (0.72)	1.22 (0.41)	1.11 (0.31)
	報復	1.47 (0.62)	2.04 (1.23)	3.11 (1.29)
	制裁	1.53 (0.72)	2.52 (1.64)	3.56 (1.45)
権威者 (保育者)	挑発	1.73 (1.06)	1.39 (0.49)	1.11 (0.31)
	報復	1.67 (1.01)	2.61 (1.53)	3.37 (1.28)
	制裁	1.80 (1.11)	2.70 (1.55)	3.74 (1.29)

注) すごく良い(5点)～すごく悪い(1点)

しては、6つの場面ごとに、著者を含む2名の評定者が独立に評定した。評定者間の一致度(CohenのKappa係数)は、非権威者の挑発で $\kappa = .93$ 、非権威者の報復で $\kappa = .98$ 、非権威者の制裁で $\kappa = .90$ 、権威者の挑発で $\kappa = .93$ 、権威者の報復で $\kappa = .93$ 、権威者の制裁で $\kappa = .96$ であった。不一致の場合には、もう1人の評定者の意見をきいた上で最終的には著者が判定した。

まず、挑発的攻撃についての理由づけ(Table 2)を概観すると、年少群では「理由づけなし」(「知らん」「わからん」「悪いから」)や単純に「攻撃したから」(「だって、叩いた」「頭、叩いたけん」)など、明確な理由づけのないものが大半であった。しかし、年中群においては、身体的・精神的に「損害を与えたから」(「叩いたら痛いけん」「叩いたらこの子は悲しい」)という回答が散見された。さらに年長群では、同様の理由づけに加えて、主人公の行為を「不当な挑発だから」悪いとする回答(「相手が何もしてないのに叩くのはだめ」「何もしてないのに叩くって、意地悪じゃん」)もみられた。

次に、報復的攻撃についての理由づけ(Table 3)を概観すると、年少群では挑発的攻撃の理由づけと同様に、「理由づけなし」や「攻撃したから」が多くみられた。これに対して年中群においては、「仕返しをしたから」(「この子(加害者)が意地悪したから、この子(主人公)も叩いた」「だって、このお友達(加害者)も叩いてるから、先生も叩きたいって思った」)という理由づけもなされた。そして、年長群においてはほとんどが、「良い」「悪い」「どちらでもない」のいずれの判断においても、主人公の行為が「仕返し」であることに言及していた。「ほんとは叩いちゃいけないけど、やり返しだからいい」という理由づけがなされる一方で、「だって、〇〇(加害者)が叩いたら、〇〇ちゃん(主人公)もムカついて叩いたからすごく悪い」という理由づけもなされた。

制裁としての攻撃に関する理由づけ(Table 4)についても同様に、年少の幼児においては「理由づけなし」や「攻撃したから」などの明確な理由づけのないものが多かったのに対して、年中から年長にかけて仕返しであることに言及した理由づけが多くなされるようになっていく。また、年長群においては、「(叩かれた友達が)かわいそうだから、助けてあげたからいい」のように、制裁を「被害者救済だから」良いとす

Table 2 挑発についての理由づけ(人数)

	年少群 (n=15)		年中群 (n=23)		年長群 (n=27)	
	子	保	子	保	子	保
不当な挑発だから			1	1	8	5
損害を与えたから	1	1	4	3	5	3
攻撃したから	9	8	10	13	13	17
理由づけなし	5	5	8	6		1
その他		1			1	1

注1)「子」は子ども、「保」は保育者を示す。

注2)空白のセルは0人年少群年中群年長群

Table 3 報復についての理由づけ(人数)

	年少群 (n=15)		年中群 (n=23)		年長群 (n=27)	
	子	保	子	保	子	保
仕返しをしたから	1	1	7	8	22	24
損害を与えたから	1	1	2	1		1
攻撃したから	8	8	4	5	1	1
理由づけなし	5	4	8	7	2	1
その他		1	2	2		2

注1)「子」は子ども、「保」は保育者を示す。

注2)空白のセルは0人

Table 4 制裁についての理由づけ(人数)

	年少群 (n=15)		年中群 (n=23)		年長群 (n=27)	
	子	保	子	保	子	保
被害者救済だから			2		7	7
仕返しをしたから	1	1	8	8	16	10
損害を与えたから	1	1	2	2		1
攻撃したから	8	7	2	4	1	3
理由づけなし	5	5	9	7	2	3
その他		1		2	1	3

注1)「子」は子ども、「保」は保育者を示す。

注2)空白のセルは0人

る理由づけがみられたことが特徴的であった。

理由づけ全体としては、年少から年長にかけての発達の違いがみられた一方で、挑発、報復、制裁のいずれについても、攻撃者が権威者か非権威者かということによる理由づけの違い

は特に認められなかった。

考 察

本研究の目的は、「正義を管理する側の権威の有無」が復讐を目的とした攻撃に対する幼児の善悪判断に及ぼす影響を検討することであった。この目的のために、挑発、報復、制裁の3タイプの攻撃について、攻撃者が非権威者（子ども）である場合と権威者（保育者）である場合とで、年少から年長にかけての幼児の善悪判断に違いが認められるかを検討した。その結果、先行研究と同様の結果（年少の幼児は挑発、報復、制裁を区別せず一様に悪いと判断するが、年長の幼児は挑発を明らかに悪いと判断する一方で報復及び制裁を許容する）が確認されるとともに、幼児は非権威者（子ども）による攻撃よりも権威者（保育者）による攻撃を許容することが確認された。

本研究では、年少の幼児の判断が単純に権威に左右されるのに対して、年長の幼児の判断は基本的に権威から独立しており、制裁としての攻撃においてのみ攻撃者の権威の有無を積極的に考慮に入れる（非権威者の制裁よりも権威者の制裁を許容する）ものと想定していた。しかし実際には、年少の幼児の判断が権威に大きく左右されることのない一方で、年長の幼児においても「正義を管理する側の権威」をとりたてて重視する傾向は認められなかった。また、善悪判断の理由づけにおいても、先行研究と同様の各年齢段階の一般的な特徴は再確認されたが、正義を管理する側の権威の有無に積極的に言及した回答などは年長の幼児においてもみられなかった。本研究で操作した攻撃者の権威の影響は、攻撃行動に対する幼児の判断全般を若干ポジティブな方向に底上げする程度のものであったといえる。

しかし、このことは裏を返せば、幼児にとって、復讐を目的とした攻撃が多面的な混合領域の問題であることを意味するものと解釈できるかもしれない。これまでの幼児を対象とした研究では、復讐を基本的に2つの道徳的要素（加害者の損害と報復的公正）の葛藤の問題ととらえてきたが、実際には、慣習領域さらには個人領域の思考も含めて、幼児の中ではより多面的な領域調整がなされている可能性もあると考えられる。復讐にまつわる幼児の判断と領域調整の問題については、より詳細な検討を行う必要があるであろう。

なお、本研究については、攻撃者の権威の操作などの研究手法をはじめとして、今後さらなる改善・工夫を要する問題が数多く残されている。また、幼児を対象として「正義を管理する側の権威」の問題についての検討を進めていく上では、幼児が幼稚園や保育所などの社会組織をどのように認識しているかを押さえないならぬ。特に、本研究では、道徳的な認知の発達に関する一般的な研究に準じて保育者を権威者ととらえた上で、幼児が保育者を「正義を管理する権力・権威を有する正当な権威者である」と認識しているであろうという仮定のもと検討を進めてきた。しかし、この点についても再考すべき問題がある。

例えば、近代的なステートが「裁く (administer justice) 権利」を主張し得るのは、その市民が司法をステートの管理下にあるものとして受け入れることによるものであるとされる (Fry, 2006) が、Fryがいうところの「裁く権威」や「判決を執行する権力」の所在は、幼稚園や保育所の子どもたち（さらには大人たち）にどのように認識されているのであろうか。De Vries & Zan (1994) は、園や学校のクラスに広がっている社会・道徳的雰囲気について、「軍隊型」(従順さへの強い圧力)、「コミュニティ型」(尊重、肯定的な態度と一体感)、「工場型」(従順に課題をさせるための圧力)の3つに類型化しているが、この類型を参考にすれば、軍隊型クラスでは「軍曹」(De Vries & Zan, 1994) としての保育者がこれらの権利・権力を独占するのに対して、コミュニティ型のクラスでは、子どもたちもこれらの権利を共有する(あるいは子どもたちが「保育者の管理下にあるものとして受け入れる」) など、クラスの雰囲気による相違が生じる可能性も考えられる。さらには、これらの問題とは別に、個人が抱く復讐に対する信念の多様性なども考慮に入れる必要があるであろう。これらの問題を踏まえた上で、今後さらなる検討を進めていく必要があると考える。

引用文献

- De Vries, R., & Zan, B. (1994). *Moral classrooms, moral children : Creating a constructivist atmosphere in early education*. NY : Teachers College Press. (デヴリーズ R.&ザン B. 橋本祐子・加藤泰彦・玉置哲淳 (監訳) (2002). 子どもたちとつくりだす道徳的な

- クラス—構成論による保育実践 岡山大学
教育出版)
- 越中康治 (2005). 仮想場面における挑発, 報復, 制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断 教育心理学研究, **53**, 479-490.
- 越中康治 (2006). 攻撃行動に対する幼児の善悪判断の発達的变化 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学関連領域), **55**, 227-235.
- 越中康治 (2007). 攻撃行動に対する幼児の善悪判断に及ぼす社会的文脈の影響—社会的領域理論の観点から— 教育心理学研究, **55**, 219-230.
- 越中康治・目久田純一・淡野将太・前田健一 (2006). 制裁としての攻撃に対する幼児の善悪判断に及ぼす損害の回復可能性の影響 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学関連領域), **55**, 237-243.
- 越中康治・新見直子・淡野将太・松田由希子・前田健一 (2007). 攻撃行動に対する幼児の善悪判断に及ぼす動機と目的の影響 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学関連領域), **56**, 319-323.
- Fry, D. P. (2006). Reciprocity : The foundation stone of morality. In M. Killen & J. Smetana (Eds.), *Handbook of moral development*. New Jersey : Lawrence Erlbaum Associates. pp. 399-422.
- Helwig, C. C., & Turiel, E. (2002). Children's social and moral reasoning. In P. K. Smith & C. H. Hart (Eds.), *Blackwell handbook of childhood social development*. Malden, MA : Blackwell. pp. 475-490.
- 中野目善則 (2004). 刑法の解説 (三訂版) 一橋出版
- 高橋文彦 (1996). 「黄金律」の歴史的起源と論理構造 一橋論叢, **115** (1), 108-128.
- Tyler, T. R., Boeckmann, R. J., Smith, H. J., & Huo, Y. J. (1997). *Social justice in a diverse society*. Boulder, Colorado : Westview Press. (タイラー T. R., ボエックマン R. J., スミス H. J., & ホー Y. J. 大淵憲一・菅原郁夫 (監訳) (2000). 多元社会における正義と公正 プレーン出版)

謝 辞

本研究にご協力くださいました保育園の先生方と園児の皆様に深く感謝いたします。なお、本研究は日本教育心理学会第47回総会 (2005年)

において発表した内容にデータを追加した上で再分析を行ったものです。